

平成 29 年度第 1 回青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 8 日（月） 13：00 ～ 13：52
- 2 開催場所 青森市役所本庁舎 2 階庁議室
- 3 対象施設 青森市文化会館 青森市文化会館地下駐車場 青森市民美術展示館
青森市合浦亭 青森市民ホール 青森市民ホール駐車場
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）
委員 岸田 耕司（財務部次長）
委員 永澤 治（農林水産部次長）
委員 岩船 彰（青森中央学院大学教授）
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森市部税理士）
 - (2) 施設所管課 教育委員会事務局 文化スポーツ振興課 課長 木村 久美子
主幹 富岡 俊一
主査 加藤 耕史
 - (3) 制度所管課 市民政策部 政策推進課 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主査 小笠原 誉史
主事 畑井 裕樹
- 5 欠席者
選定評価委員 委員 長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）
- 6 案件 平成 30 年度指定管理者制度導入の適否について

7 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：適（6施設の一括公募とする）

8 主な質疑内容

委員：青森市文化スポーツ振興公社により、指定管理者制度を導入してきたことの最大のメリット及び指定管理期間を5年とするメリットは何か。

所管課：市のパートナーとして、文化振興事業を行ってきたノウハウや蓄積は大きい。また、貸館というだけでなく、アウトリーチのように学校に出向く事業を実施しているが、3年という年数よりも継続的に実施したほうが効果的である。

委員：利用料金制について、一部利用料金制を導入することを検討したか。

所管課：新しい施設では、利用料金制を導入してもよいと思うが、利用料金制導入とした場合、今後、大規模改修工事が見込まれることや施設の性格上の公平な部分が図れなくなるなど利用料金制は難しいと考えている。

委員：グルーピングについて、文化施設6施設の分割やスケールメリットについて検証を行っているか。

所管課：平成24年度に金額をはじいているが、例えば、個別に分割やエリアで区分するなど検証を行ったが細分化するほど経費が高くなるため、現在の文化施設とスポーツ施設の二つに区分することが最適であると考えている。

委員：平成29年度の指定管理料について、新電力導入に伴う減額とはどのようなことか。

所管課：新電力導入に伴って、従来の契約方法等との費用比較を行って、安価な電力会社との契約変更を行ったため、指定管理料が減額となった。

委員：指定管理者に委ねたことによって、文化施設の年間利用者数の利用者数の増加など、指定管理者を導入したことにより向上したことはあるか。

所管課：文化施設のグルーピングの中で、施設間のネットワークを使って、各施設の
空き情報などを提供し合うなど、相乗効果はあった。